

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 未成工事支出金勘定の交際費等を仮払経理等した場合の損金不算入額の計算等

##### 《内容》

当社は建設業を営んでいますが、ビルの建設現場において騒音や振動等があり、近隣の住民から苦情が寄せられ、トラブルになることがあります。そのようなときには、現場責任者が手土産などを持って、住民に理解を求めています。その手土産代などは未成工事支出金に算入していますが、このように費用化されず、棚卸資産に計上されている交際費についても、交際費課税の対象になるのでしょうか。

もし交際費課税の対象になるとした場合、ビルが完成し未成工事支出金を工事原価に振り替えるときに交際費に含めればよいのでしょうか。

### 『答』

ご質問の棚卸資産たる未成工事支出金に含まれている交際費等についても、交際費課税の対象に含めなければなりません。

ビルが完成し未成工事支出金を工事原価に振り替えるときではなく、実際に交際費等を支出したときの交際費等に含めるべきものと考えます。

### (解説)

1 交際費課税を定めた 租税特別措置法第61条の4第1項 では「法人が……各事業年度において支出する交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」と規定しています。そのため、交際費課税は、交際費等の支出すなわち接待、供応等の行為に対する課税であるといわれます。

この場合、交際費等の支出の事実があったときとは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいうと解されています。そこで、法人が交際費等につき仮払または未払等の経理をしているとしていないとを問わず、実際にこれらの行為があった事業年度において交際費課税が行われます（措通61の4(1)-24(2)）。

2 したがって、当期における交際費等について、既に支払ったものを仮払金として処理し、未払のものは未払金に計上しないような処理は認められません。いずれも、当期において接待、供応等を行ったとすれば、当期の交際費等の額に含める必要があります。翌期に繰り越して翌期の交際費等とするような処理はできません。

そのため、具体的には、仮払経理をした交際費等や未払経理をしていない交際費等は、いったん申告書別表四で所得金額から減算して損金算入します。そして、その損金算入された交際費等を含めて損金不算入額を計算し、その損金不算入額を所得金額に加算する申告調整が必要になります。

3 上記1で述べたように、交際費課税を定めた租税特別措置法は、各事業年度において支出する交際費等の額は、損金の額に算入しないと規定しているだけです。その規定振りと交際費等の意義からすれば、支出した交際費等が費用として計上されているか、棚卸資産や固定資産、繰延資産の取得価額等に算入されているかどうかを問いません。

そのため、交際費課税の対象になる交際費等には、これら資産の取得価額等に算入され、損金の額に算入されていないものも含まれます（措通61の4(1)－24(1)）。

4 ご質問の棚卸資産たる未成工事支出金に含まれている交際費等についても、交際費課税の対象に含めなければなりません。そのように処理しなければ、本来交際費課税の適用を受けるべき交際費等が、資産の譲渡や償却計算を通じて売上・譲渡原価や償却費として損金算入されてしまうからです。なお、交際費課税は交際費等を支出したときにおいて行われますから、未成工事支出金を工事原価に振り替えるときではなく、実際に交際費等を支出したときの交際費等に含めるべきものと考えます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。

予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。